

# 「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）」 パブリックコメント実施要領

伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・明和町では、相互に役割分担し連携・協力することにより、全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進することを目的とする定住自立圏構想に取り組んでいます。この度、引き続き圏域の課題に対応するためその取組内容をまとめた「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン案」を作成しましたので、次のとおり意見を募集します。

## ◆意見を募集する案件

第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

## ◆計画(案)の縦覧期間

平成30年12月1日（土）から平成31年1月4日（金）まで

## ◆意見を提出できる方

- ア 伊勢志摩圏域内に住所を有する方
- イ 伊勢志摩圏域内に事務所又は事業所を有する方
- ウ 伊勢志摩圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- エ 伊勢志摩圏域内に存する学校に在学する方
- オ 伊勢志摩圏域内の市町に対して納税義務を有する方
- カ 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに利害関係を有する方

※伊勢志摩圏域：伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・明和町

## ◆意見の提出方法

所定の様式（本用紙裏面）に、住所・氏名・電話番号・意見等を記入し、以下の①～④のいずれかの方法で提出してください。（任意の様式でも結構です）

- ①直接持参 鳥羽市役所 庁舎2階 企画財政課
- ②郵送 〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1 鳥羽市役所企画財政課宛
- ③ファックス 0599-25-3111
- ④Eメール [kikaku@city.toba.lg.jp](mailto:kikaku@city.toba.lg.jp)

※意見募集は、鳥羽市ホームページでも行っています。

※電話での受付、意見提出者への個別の回答はいたしません。

※いただいたご意見についての回答は、鳥羽市ホームページなどで公表します。

## ◆意見の提出期限

平成31年1月4日（金）必着 お願いします。

お問い合わせ先 鳥羽市役所 企画財政課 TEL0599-25-1101

